

入 札 説 明 書

奈良市本庁舎駐車場管理業務委託

令和6年11月

奈良市総務部資産管理課

入 札 説 明 書

「奈良市本庁舎駐車場管理業務委託」に係る一般競争入札については、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）及び関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとし、入札を希望する企業及び団体（以下「事業者」という）は、熟読の上入札してください。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は第8に掲げる方法により説明を求めることができます。

第1 公告日 令和6年11月1日（金）

第2 競争入札に付する調達の内容

1. 入札物件

奈良市本庁舎駐車場管理業務委託

2. 業務内容及び数量

仕様書のとおり。

3. 委託期間

令和7年3月1日（土）から令和12年2月28日（木）まで

4. 履行場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から8までのすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

1. 令和5・6年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資者として登録されている者

2. 市町村税を滞納していないこと。

3. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

4. 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

5. 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。暴力団等と社会的に不適切な交友関係を継続的に有していないこと。

7. JIS Q 27001(ISO/IEC27001)の要求事項に適合した ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマーク付与認定を受けている者であること。

8. 本市又は他の官公庁（公社、公団を含む。）と同種の契約（公共施設の駐車場管理業務）を2件以上行った実績を有すること。

第4 競争入札参加資格の確認の手続き

1. この入札に参加しようとする者は、次に掲げる（1）から（5）に記載の提出書類を添えて奈良市長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、期限までに提出書類を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できません。

また、奈良市長から提出書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

（1）【様式1】一般競争入札参加申込書

（2）【様式2】業務実績証明書

ア 業務実績を2件以上記入してください。

イ 契約書の写し等、実績がわかるものを添付してください。

（3）法人登記簿謄本（現在事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。複写不可。）

（4）印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの。複写不可。）

（5）入札公告日において、ISMS又はプライバシーマークを取得していることが確認できる書類
写しでも可

※ 様式は別添様式集にあります。

※ 提出書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

※ 提出書類に押印する印鑑は、すべて「実印」を押印してください。

※ 落札後の委託契約は、【様式1】入札参加申込書に記載された名義でしか行いませんので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。

※ 入札を辞退する場合は、【様式4】入札辞退届を第6の2.まで郵送または持参して提出してください。

第5 競争入札参加資格の確認の手続き

1. 入札保証金の免除について

入札保証金は、第3の1.により、これを免除します。

2. 提出書類の受付

（1）期間 令和6年11月1日（金）から令和6年11月18日（月）までの午前9時から午後5時まで。（12時～13時を除く。奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）

（2）提出方法 郵送または持参

ア 郵送で提出する場合は、第6の2.まで郵送してください。

※提出物は、令和6年11月18日（月）必着です。この必着期限を過ぎたものは、受理しません。

また、郵便事故等により提出書類が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

イ 持参する場合は、午前9時から午後5時までに第6の2.に提出してください。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条に規定する市の休日は除き

ます。

(3) 提出部数は、各1部とします。

3. 入札参加の資格審査

提出していただいた書類により審査を行い、入札参加決定者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書を送付いたします。

なお、次のような場合は全て無効となります。

(1) 第4の1. に掲げる提出書類に虚偽の記載や間違いがあったとき。

(2) 申込資格や指示事項等に違反したとき。

また、申込資格が無いことが後日判明又は発生した場合には、落札しても契約を締結しません。契約締結後に判明した場合においては、直ちに契約を解除します。

4. その他

(1) 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された書類は競争入札参加資格の確認に使用する以外は無断で他資料として使用しません。

(3) 提出された書類は返却しません。

(4) 書類の記載漏れ、添付漏れ等がないことを十分確認のうえ、提出してください。

第6 仕様書等の配布

入札に参加しようとする者に対し、契約書(案)、仕様書(以下「仕様書等」という。)を次のとおり配布します。(仕様書等は、奈良市のホームページよりダウンロードもできます。)

1. 配布期間 令和6年11月1日(金)から令和6年11月18日(月)まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

2. 配布場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部資産管理課 管理係(北棟5階)

電話0742-34-4724

第7 入札説明会

入札説明会は行いません。

第8 入札説明書及び仕様書に関する質問

入札説明書及び仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、令和6年11月1日(金)から令和6年11月6日(水)午後5時までに、奈良市総務部資産管理課管理係(北棟5階)へ【様式3】質疑書に記入の上、電子メール(shisankanri@city.nara.lg.jp)に添付して送信してください。件名は、「質疑書(奈良市本庁舎駐車場管理業務委託)」としてください。質疑書に対する回答は、令和6年11月11日(月)午後5時までにすべての質問と回答を取りまとめたうえで、奈良市ホームページに掲載します。個別には回答いたしません。記名等がないものにはお答えできませんのでご了承ください。なお、持参、口頭、郵送、ファックス等での質疑は受け付けません。

第9 入札・開札

※1か月の委託料（消費税及び地方消費税を除く。）をもって落札価格としますので、入札書に記入する金額は60か月分の見積額を60で除した1か月分（税抜き）の金額を記載して下さい。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

1. 入札方法は郵便入札の方式で行います。

(1) 入札書

指定の入札書【様式5】を使用し、入札参加許可書と一緒に送付する郵便入札用封筒に封入してください。

郵便入札用封筒裏面の差出人欄には必ず必要事項を記入してください。

(2) 提出方法

一般書留又は簡易書留にて送付してください。

これ以外の方法により入札書を提出した場合は入札無効となりますのでご注意ください。なお、郵送に要する費用は入札参加者の負担とします。

(3) 到達期限

令和6年12月5日（木）必着 ※持参での提出は認めません。

※この必着期限を過ぎたものは受理しません。

※郵便事故等により書類が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

(4) 開札日

令和6年12月6日（金） 14時00分 ～ 14時30分

(5) 開札場所

奈良市役所 中央棟3階 入札室

(6) 提出先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総務部 資産管理課

2. 入札の無効

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札書に署名又は記名押印のない入札

(3) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

(5) 入札金額を訂正した入札

(6) 入札書に件名のない、又は間違いのある入札

(7) 入札書の日付が入札参加資格を認めた日から開札日までの間の日付でない入札

(8) 郵便入札によらない入札書

(9) 期限までに到達しなかった入札書

(10) 入札保証金納入済領収書の写しを期限までに提出していない者がした入札

(11) 提出書類の記載漏れ、添付漏れ等があった場合、入札へは参加できません。

(12) その他市長の定める入札条件に違反した入札

3. 開札の立会い

開札立会人は、入札参加者の中から1人を選任します。

開札立会人に選任された者には、開札立会依頼書を送付しますので、開札日当日に入札室まで持参してください。開札立会人が代理による立会いを行おうとする場合には、開札立会依頼書と同封している委任状を持参してください。

4. その他

その他郵便入札に関する規定は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領を準用するものとします。

第10 落札者の決定

1. 落札者の決定方法に関する事項

入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者を持って落札者とします。

落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定します。

2. 入札結果の公表

落札者があるときは、落札者名及び落札金額を奈良市ホームページに掲載します。

3. 契約について

落札者には、契約書を送付します。

第11 契約の締結

1. 手続き等について

(1) 日時・場所

落札者に対して、別途通知します。なお、落札者が、令和6年12月13日（金）までに契約を締結しないときは、その落札は無効となります。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(3) 契約について

ア 契約に要する一切の経費等については、落札者の負担とします。

イ 落札者は、契約書に記名押印の上、令和6年12月13日（金）までに奈良市総務部資産管理課（奈良市役所北棟5階）へ提出してください。

ウ 落札者が、以下の項目に該当するときは契約を締結しません。また、契約締結後に判明した場合においては、直ちに契約を解除します。

1) 役員等（落札者の役員又は落札者の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- 3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、管理に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が1) から5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 7) 落札者が、1) から5) までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合〔6) に該当する場合を除く。〕に、奈良市が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。
- 8) 落札者が、大量無差別殺人を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員であると認められるとき。

(4) 本書に定めのない事項は、地方自治法、施行令、奈良市契約規則の定めるところによります。

2. 契約保証金

(1) 金額

契約金額の12か月分の100分の10（1円未満の端数は切り上げるものとする。）

(2) 契約保証金の還付について

正常に契約を満了した場合、落札者指定の口座に返還します。

ただし、落札者の責めに帰すべき事由により本市が本契約を解除したときは既納の契約保証金は奈良市に帰属するものとします。

(3) 契約保証金の免除について

奈良市契約規則第23条2項に該当する場合は、これを免除します。

同条第2項第3号^{注1}の規定に該当する場合は、実績が確認できるもの^{注2}を2件分提出することで入札保証金を免除します。

注1 競争入札に付する場合において、入札に参加する資格を有する者で過去2年間の間に本市又は他の官公庁（公社、公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したも又はこれに準ずる実績を有するものについて、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

注2 契約期間が満了した契約書の写し等。

第12 その他

1. 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2. 契約が締結されない場合は、再度入札を実施する。

第13 契約書の作成等

1. 各自1通を保有することとします。契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とします。

2. 契約書、その他必要な書類を令和6年12月13日（金）までに提出するものとします。なお、

契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに必ずその旨を証明する書類を提出してください。

3. 落札者は、奈良市契約規則第23条の規定に基づき契約締結と同時に契約保証金を指定する方法により納付してください。

第14 契約時に必要な提出書類

落札者は、奈良市総務部資産管理課管理係（北棟5階）が別途指示する書類を提出しなければなりません。

第15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。また、入札者の談合の疑い、不正不穏な行動をなすことにより、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

第16 入札手続の停止等

この入札に関する苦情申立てに係る処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

第17 注意事項

1. 当該入札に関する事務を担当する部署は次のとおりです。
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部資産管理課 管理係（北棟5階）
電話0742-34-4724
2. 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失った場合又は奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置を受けた場合は契約を締結しません。
3. 本件入札に関する一切の費用は、入札者の負担とします。
4. 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
5. 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り信頼を失うことのないよう注意してください。